

種苗検査実施規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 農作物の種苗又は生産ほ場の土壌の検査（第 3 条～第 8 条）
- 第 3 章 EC 向け輸出野菜種子の品種維持に係る検査（第 9 条～第 1 2 条）
- 第 4 章 種子を生産するための種子の品種の証明（第 1 3 条～第 1 8 条）
- 第 5 章 種苗の生産履歴の証明（第 1 9 条～第 2 2 条）
- 第 6 章 雑則（第 2 3 条・第 2 4 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成 1 1 年法律第 1 9 2 号）第 1 4 条第 2 項第 2 号の規定に基づいて行う、農作物（飼料作物を除く。以下同じ。）の種苗の検査（植物防疫法（昭和 2 5 年法律第 1 5 1 号）第 2 条第 4 項に規定する登録検査機関として行う同法第 1 0 条の 4 第 1 項の規定による登録に係る検査を除く。以下「種苗検査」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（種苗検査を行う組織等）

第 2 条 農研機構が行う種苗検査は、種苗管理センターにおいて行う。

- 2 理事（種苗管理、事業開発担当）（以下「理事」という。）は、種苗検査の実施に関する権限を種苗管理センター所長（以下「所長」という。）に委任する。

第 2 章 農作物の種苗又は生産ほ場の土壌の検査

（依頼検査）

第 3 条 種苗管理センターは、依頼に応じて、農作物の種苗又はその生産ほ場の土壌の検査（以下「依頼検査」という。）を行う。

- 2 依頼検査は、次の各号に掲げる事項のうち、依頼検査を依頼しようとする者（以下「検査依頼者」という。）が依頼するものについて行うものとする。
- 一 発芽に関する事項
 - 二 純潔度合に関する事項
 - 三 含水量に関する事項
 - 四 異種の粒数に関する事項
 - 五 病害に関する事項（別表 1 の 1 の（3）病害検査の表の種類欄に掲げる農作物に応

じて同表の病原体名欄に定める病原体の組合せとする。ただし、国際種子検査証明書（国際種子検査協会（以下「ISTA」という。）が定める様式）を発行するために行う場合は、別表１の２の（４）病害検査の表の種類欄に掲げる農作物に応じて同表の病原体名欄に掲げる病原体の組合せのみとする。）

六 放射性物質に関する事項（放射性物質は、放射性核種ヨウ素－１３１、セシウム－１３４及びセシウム－１３７とする。ただし、表面の放射性同位元素の密度が４ Bq/cm²を超えるおそれがあるものを除く。）

３ 検査依頼者は、依頼検査を依頼しようとする場合は、別に定める検査依頼書を種苗管理センターに提出するものとする。

４ 所長は、依頼検査を行うことが適当でないと認めるとき又は依頼検査を行うことができないときは、依頼に応じないこととし、その旨を検査依頼者に通知する。

（依頼検査の方法）

第４条 依頼検査の方法は、ISTAが定める国際種子検査規程に準拠して別に定める。

ただし、前条第２項第６号に係る事項は、文部科学省の定める測定法に準拠して、定めるものとする。

（依頼検査の試料の提出等）

第５条 検査依頼者は、次に掲げる方法により、依頼検査に必要な試料を種苗管理センターに提出しなければならない。

一 検査依頼書に別表１による検査に必要な量の試料を添える方法

二 検査に従事する職員が種子荷口から試料を抽出する方法

２ 検査依頼者は、前項第１号の方法により、試料を提出する場合においては、試料の輸送又は保存中に吸湿、破砕、腐敗、異物混入等が起こらないよう、適当な容器又は資材を用いて包装しなければならない。

３ 第３条第２項第５号に掲げる事項に係る依頼検査であつて国際種子検査証明書の発行を目的とする場合において提出する試料は、いかなる種子処理も施してあつてはならない。ただし、アブラナ属野菜の *Xanthomonas campestris* pv. *campestris* (黒腐病) の検査（種子磨砕液培養法に限る。）用の試料に限り、物理的処理（温湯消毒）、化学的処理（塩素系消毒）又は残留物が依頼検査に影響を与えない処理を施したものでなければならない。

４ 所長は、必要があると認める場合には、試料の追加提出を求めることができる。

５ 提出された試料は、検査の依頼に応じない場合を除き、原則として返還しない。ただし、第３条第２項第６号に係る依頼検査の場合にあつては、保管のための試料の一部（１０ ml）を除き返還する。この場合において、保管のための試料は、１年間保管した後に廃棄する。

６ 第１項第２号の規定により種子荷口から試料を抽出する職員は、別に定める身分証明書を携帯しなければならない。

（検査報告書等の交付）

第6条 所長は、依頼検査を終了したときは、別に定める検査報告書及び国際種子検査証明書（ISTAが定める様式によるもので、交付が必要な場合に限る。以下同じ。）を検査依頼者に交付する。

- 2 所長は、前項の検査報告書又は国際種子検査証明書の副本を交付することができる。
この場合において、所長は、請求された交付枚数が申請のあった包装数を大幅に超える場合等副本の交付が適当でない、又は交付枚数を制限することが必要であると認める場合は、その交付枚数を制限することができるものとする。

（依頼検査の手数料等）

第7条 依頼検査に要する手数料の額は、別表2のとおりとする。

- 2 国際種子検査証明書の交付には、同証明書用の台紙費用として1枚当たり316円（消費税相当額を含む。）を要する。副本の交付及び検査依頼者の都合による記載内容の訂正を伴う再発行に際しても同様とする。
- 3 前条第2項の検査報告書の副本の交付に要する経費は、1通当たり429円（消費税相当額を含む。）とする。検査依頼者の都合による記載内容の訂正を伴う再発行に際しても同様とする。
- 4 検査依頼書の送付並びに試料の送付及び返還に要する経費、試料抽出及び現地調査に係る職員の出張に要する経費（農研機構が定める旅費規程（18規程第92号）により算定した額とする。以下「出張に要する経費」という。）並びに前条第2項の副本の交付に要する経費は、検査依頼者の負担とする。

（検査手数料の納付等）

第8条 検査依頼者は、本部管理本部藤本・大わし管理部長（以下「管理部長」という。）が発行する請求書により、納付期限までに検査手数料（国際種子検査証明書の台紙費用及び副本の交付に要する経費を含む。次項において同じ。）及び出張に要する経費を納めなければならない。

- 2 管理部長は、前項の規定により納付された検査手数料及び出張に要する経費は返還しない。ただし、種苗管理センターの責めに帰すべき理由により依頼検査を完了することができなかった場合において、再度の依頼検査を行わないときは、検査依頼者に当該検査手数料及び出張に要する経費を返還するものとする。
- 3 種苗管理センターの責めに帰すべき理由により依頼検査を完了することができなかった場合において、再度の依頼検査を行うときは、種苗管理センターは再度の依頼検査に必要なとなる試料の代金に相当する額を上限として支払うものとする。

第3章 EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る検査

（EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る検査）

第9条 種苗管理センターは、農林水産省輸出・国際局長（以下「輸出・国際局長」という。）からの指示に基づき、EC向け輸出野菜種子の品種維持に係る公的管理に関する要領（昭和58年9月27日付け58農蚕第4798号農林水産省農蚕園芸局長通知）に定めるところにより、同要領に基づき理事に通知のあった品種について、記録の検査

及びサンプルの収集及び事後検定を行う。

（記録の検査及びサンプルの確認等）

第10条 前条の記録の検査及びサンプルの収集は、指定種苗検査職員の身分証明書（種苗法（平成10年法律第83号）第63条第4項の証明書をいう。）の発給を受けた職員（以下「検査職員」という。）が行うものとする。

2 理事は、記録及びサンプルの保管に不備があるとき又は品種の維持が適切に行われていないおそれがあると認めたときは、速やかにその旨を輸出・国際局長に報告する。

（事後検定の方法）

第11条 事後検定の方法は、指定種苗の表示及び生産等基準に係る検査実施要領（平成30年1月17日付け29食産第4303号、29政統第1448号農林水産省食料産業局長・政策統括官連名通知）に準拠して行う。

（検査結果の報告）

第12条 理事は、記録の検査及び事後検定の結果を、毎年3月末までに輸出・国際局長へ報告する。

第4章 種子を生産するための種子の品種の証明

（依頼証明）

第13条 種苗管理センターは、依頼に応じて、砂糖原料用のてんさいの生産に向けられる種子を生産するための種子（以下「基礎種子」という。）の品種の証明（以下「依頼証明」という。）を行う。

2 依頼証明は、基礎種子について、次に掲げる検査を実施して行う。

- 一 母根ほ場検査
- 二 採種ほ場検査
- 三 種子検査

3 依頼証明を依頼しようとする者（以下「証明依頼者」という。）は、別に定める証明依頼書を種苗管理センターに提出するものとする。

4 所長は、依頼証明を行うことが適当でないと認めるとき又は依頼証明に係る検査を行うことができないときは、依頼に応じないこととし、その旨を証明依頼者に通知する。

（依頼証明の方法）

第14条 依頼証明の方法は、経済協力開発機構（以下「OECD」という。）が定める「OECD種子制度」中、「第2部 種子制度の規則及び指針」の「付属文書Ⅸ てんさい及び飼料用ビート種子」（以下「OECD付属文書」という。）の「規則及び指示」に規定されている方法及び「種子作物の比較栽培試験及びほ場検定指針」に規定されている方法並びにOECD付属文書が参照するISTAが定める国際種子検査規程において規定されている種子検査の方法によるものとする。

(種子検査に係る試料の返還)

第15条 証明依頼者から依頼証明のために提出された試料は、原則として返還しない。

(検査成績書等の交付)

第16条 所長は、依頼証明に係る検査を終了したときは、別に定める検査成績書及び国際種子検査証明書を証明依頼者に交付する。

2 所長は、第13条第2項に規定する検査の全てに合格したものについては、証明依頼者にOECDが定める様式による品種証明書（以下「品種証明書」という。）を交付する。

3 所長は、第1項の国際種子検査証明書又は前項の品種証明書の副本を交付することができる。

4 前項の規定により国際種子検査証明書又は品種証明書の副本の交付を受けようとする証明依頼者は、別に定める交付申請書を種苗管理センターに提出しなければならない。

(票せんの添付及び封印)

第17条 種苗管理センターは、第13条第2項第2号の採種ほ場検査に合格したほ場から生産された種子には仮票せんの添付及び封印を行う。

2 種苗管理センターは、前条第2項の品種証明書を交付した基礎種子には、票せんの添付及び封印を行う。

(依頼証明の手数料等)

第18条 依頼証明に要する手数料の額は、原則として当該依頼証明に要する経費の額とし、所長が別に定める。

2 証明依頼書の送付及び第16条第3項の副本の交付に要する経費は、証明依頼者の負担とする。

3 証明依頼者は、前2項に定める依頼証明に要する手数料及び経費について、管理部長が発行する請求書により、納付期限までに納付しなければならない。

4 管理部長は、前項の規定により納付された手数料及び経費は返還しない。ただし、種苗管理センターの責めに帰すべき理由により依頼証明を完了することができなかった場合は、証明依頼者に当該手数料及び経費を返還するものとする。

第5章 種苗の生産履歴の証明

(生産履歴証明)

第19条 種苗管理センターは、依頼に応じて、次の各号に掲げる種苗の生産履歴に関する証明（以下「生産履歴依頼証明」という。）を行う。

一 種苗管理センターが依頼者の事務所等に出向いて行う調査に基づく証明

二 輸出先国から求められた証明書の裏付け証明

三 前2号に掲げるもののほか、種苗管理センターが依頼者から提出される書類に基づき行う証明

2 生産履歴依頼証明は、次の各号に掲げる事項のうち、生産履歴依頼証明を依頼しよう

とする者（以下「履歴証明依頼者」という。）が依頼するものについて行う。

- 一 採種（苗）ほ所在地に関する事項
- 二 栽培期間に関する事項
- 三 調整場所に関する事項
- 四 調整時期に関する事項
- 五 保管場所に関する事項
- 六 保管期間に関する事項

3 履歴証明依頼者は、別に定める書類を種苗管理センターに提出するものとする。

4 所長は、生産履歴依頼証明を行うことが適当でないと認めるときは、依頼に応じないこととし、その旨を履歴証明依頼者に通知する。

（調査の方法等）

第20条 所長は、生産履歴依頼証明を行うための調査を検査職員に行わせるものとする。

2 検査職員は、履歴証明依頼者の事務所等に出向いて調査を行う場合には、指定種苗検査職員の身分証明書を携帯するものとし、履歴証明依頼者から要求があった場合には、これを提示しなければならない。

3 検査職員は、前条第1項第2号に掲げる証明を行うため、輸出先国から求められた証明書と履歴証明依頼者から提出された書類の記載事項が合致することを確認するものとし、必要な場合は、履歴証明依頼者に対し、補足資料の提出を求めることができる。

4 検査職員は、前条第1項第3号に掲げる証明に係る確認については、提出された書類が証明を依頼する事項に係る事実を明らかにするものであることを確認するものとし、必要な場合は、履歴証明依頼者に対し、補足資料の提出を求めることができる。

5 履歴証明依頼者は、検査職員の求があった場合には、証明を依頼する事項に係る事実を明らかにし得る帳簿その他の書類を提出しなければならない。

6 履歴証明依頼者から提出された書類等は、原則として返還しないものとする。ただし、前条第4項の規定により生産履歴依頼証明の依頼に応じないこととした場合はこの限りではない。

（証明書の交付等）

第21条 所長は、前条第1項の調査に基づき、履歴証明依頼者に証明書又は裏付け証明を交付する。

2 前項の証明書又は裏付け証明の交付は、別に定めるところにより行う。

3 所長は、履歴証明依頼者に証明書（裏付け証明を除く。）の副本を交付することができる。

（生産履歴依頼証明の手数料等）

第22条 生産履歴依頼証明に係る証明依頼書、証明書及び関係書類等の送付並びに返還に要する送料、第20条第1項の調査に要する検査職員の出張に要する経費は、履歴証明依頼者の負担とする。

- 2 履歴証明依頼者は、前項に定める生産履歴依頼証明に係る経費について、管理部長が発行する請求書により、納付期限までに納付しなければならない。
- 3 管理部長は、前項の規定により納付された経費は返還しない。ただし、種苗管理センターの責めに帰すべき理由により生産履歴依頼証明を完了することができなかった場合は、履歴証明依頼者に当該経費を返還するものとする。

第6章 雑則

(情報システムによる手続)

- 第23条 この規程に基づく提出、通知等の手続は、情報システム（情報システム利用規程（20規程第114号）第2条第8号に規定する情報システムをいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 前項の情報システムを使用する方法により行われた手続は、情報システムに係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに行われたものとみなす。

(その他)

- 第24条 この規程に定めるもののほか、種苗検査の実施に関し必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29.4.6 29-1規程第147-1号）

この規程は、平成29年4月6日から施行する。

附 則（平成30.3.29 29-33規程第147-2号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31.3.6 30-29規程第147-3号）

この規程は、平成31年3月6日から施行する。

附 則（令和元.11.26 31-17規程第147-4号）

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

附 則（令和2.3.17 31-26規程第147-5号）

この規程は、令和2年3月17日から施行する。

附 則（令和3.2.18 02-21規程第147-6号）

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3.4.1 03-7規程第147-7号）

この規程は、令和３年３月１日から施行する。

附 則（令和３. 7. 1 03-10規程第147-8号）
この規程は、令和３年７月１日から施行する。

附 則（令和４. 3. 8 03-25規程第147-9号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４. 4. 1 04-4規程第147-10号）
この規程は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和５. 3. 20 04-25規程第147-11号）
この規程は、令和５年３月２０日から施行する。

附 則（令和５. 7. 3 05-5規程第147-12号）
この規程は、令和５年７月３日から施行する。

別表 1（第 5 条関係）

1 検査依頼書（A）に添える試料の量

（1）発芽、純潔度合、含水量及び異種の粒数の検査

種 類	検査事項別提供試料の最小限重量			
	発芽 g	純潔度合 g	含水量 g	異種の粒数 g
セロリー、ベントグラス、ローズグラス、チモシー、レッドトップ、 ケンタッキーブルーグラス、しば	1	2	50	10
しろクローバー	2	4	50	20
にんじん、みつば、レタス、オーチャードグラス、リードカナリーグラス	5	10	50	30
からしな、パセリ	5	10	50	40
ねぎ、あかクローバー、トールフェスク	5	10	50	50
ペレニアルライグラス	10	20	50	60
かぶ、トマト、はくさい、リーキ、パヒアグラス	10	20	50	70
ひえ、しゅんぎく、たまねぎ	10	20	50	80
あわ	10	20	50	90
なたね、カリフラワー、キャベツ、コールラビー、在来なたね、にら、 ブロッコリー、めキャベツ	10	20	50	100
なす、とうがらし	15	30	50	150
ごぼう、ほうれんそう	25	50	50	250
だいこん	50	100	50	300
稲	70	100	100	700
てんさい	50	100	50	500
そば	60	120	100	600
きゅうり、メロン	70	150	50	700
アスパラガス	100	200	50	1,000
大麦、小麦、緑豆	120	250	100	1,000
小豆、すいか	250	500	100	1,000
かぼちゃ、ゆうがお	500	1,000	50	1,000
大豆、とうもろこし、いんげんまめ、えんどう、そらまめ（一寸を除く。）	500	1,000	100	1,000
そらまめ（一寸）	2,000	2,000	100	2,000
上記各欄に掲げるもの以外の農作物種子	当該種子の大きさにより上記各欄に 掲げる量に準じた量			

(備考)

- 1) 検査を依頼するために提供する試料の重量は、それぞれの検査事項についての試料の重量の合計量とすること。ただし、発芽及び純潔度合の2事項についての検査を依頼する場合における試料の重量は、純潔度合の試料の重量とすること。発芽、純潔度合及び含水量の3事項についての検査を依頼する場合における試料の重量は、純潔度合及び含水量の試料の重量の合計量とすること。異種の粒数及び他の事項（含水量を除く。）についての検査を依頼する場合における試料の重量は、異種の粒数の重量とすること。
- 2) 含水量の検査を依頼するために提供する試料は、適当な防湿包装容器に密封すること。

(2) 提供試料が被覆種子の場合の検査

ペレットシード

検査項目	送付試料の最小限数量（粒）
純潔度合検査（種の検証を含む）	2,500
発芽試験	2,500
異種の粒数検査	10,000
異種の粒数検査（エンクラストシード及びシードグラニュール）	25,000

シードテープ

検査項目	送付試料の最小限数量（粒）
発芽試験	2,000
異種の粒数検査	10,000

(3) 病害検査

種 類	病原体名	病害名	提供試料の 最小限数量
ニンジン	<i>Alternaria radicina</i>	黒斑病	4 2 5粒
ニンジン	<i>Alternaria dauci</i>	黒葉枯病	4 2 5粒
ニンジン	<i>Xanthomonas hortorum</i> pv. <i>carotae</i>	斑点細菌病	1 0, 0 2 5粒
ユウガオ	<i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>lagenariae</i>	つる割病	4 2 5粒
インゲンマメ	<i>Colletotrichum lindemuthianum</i>	炭疽病	4 2 5粒
エンドウ	<i>Ascochyta pisi</i> <i>Mycosphaerella pinodes</i>	褐斑病及び褐紋病	4 2 5粒
エンドウ	<i>Pea seed-borne mosaic virus</i>	モザイク病	2, 0 2 5粒
アブラナ属野菜	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i>	黒腐病	3 0, 0 2 5粒
アブラナ属野菜	<i>Leptosphaeria maculans</i>	根朽病	4 2 5粒又は 1, 0 2 5粒
アブラナ属野菜	<i>Alternaria brassicicola</i>	黒すす病	4 2 5粒
アブラナ属野菜	<i>Alternaria brassicae</i>	黒斑病	4 2 5粒
アブラナ属野菜	<i>Alternaria japonica</i>	黒斑病	4 2 5粒
ダイコン	<i>Leptosphaeria maculans</i>	(和名無)	4 2 5粒
ダイコン	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i>	黒腐病	3 0, 0 2 5粒
ダイコン	<i>Alternaria brassicicola</i>	黒斑病	4 2 5粒
ダイコン	<i>Alternaria brassicae</i>	黒斑病	4 2 5粒
ダイコン	<i>Alternaria japonica</i>	黒斑病	4 2 5粒
ダイコン	<i>Pseudomonas syringae</i> pv. <i>maculicola</i>	黒斑細菌病	3 0, 0 2 5粒
ダイコン	<i>Pseudomonas cannabina</i> pv. <i>alisalensis</i>		
トマト	Tobamoviruses (<i>Tomato mosaic virus</i> , <i>Tobacco mosaic virus</i> , <i>Pepper mild mottle virus</i> , <i>Tomato brown rugose fruit virus</i>)	モザイク病	3, 0 2 5粒
トマト	<i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>michiganensis</i>	かいよう病	1 0, 0 2 5粒
レタス	<i>Lettuce mosaic virus</i>	モザイク病	3, 0 2 5粒
ウリ科野菜	<i>Kyuri green mottle mosaic virus</i> (KGMV)	緑斑モザイク病	2, 0 2 5粒又は 9, 4 2 5粒
ウリ科野菜	<i>Cucumber green mottle mosaic virus</i> (CGMMV)	緑斑モザイク病	2, 0 2 5粒又は 9, 4 2 5粒
ウリ科野菜	<i>Squash mosaic virus</i> (SqMV)	スカッシュモザイク病	2, 0 2 5粒又は 9, 4 2 5粒
ウリ科野菜	<i>Melon necrotic spot virus</i> (MNSV)	メロンえそ斑点病	2, 0 2 5粒又は 9, 4 2 5粒
トウガラシ	Tobamoviruses (<i>Tomato mosaic virus</i> , <i>Tobacco mosaic virus</i> , <i>Pepper mild mottle virus</i>)	モザイク病	3, 0 2 5粒
スイカ、メロン、キュウリ、カボチャ、ユウガオ、ニガウリ及びトウガン	<i>Acidovorax citrulli</i> (<i>Acidovorax avenae</i> subsp. <i>citrulli</i>)	果実汚斑細菌病	1 0, 0 2 5粒

(備考)

- 1) 病害の検査を依頼するために提出する試料は、汚染防止のため、適当な容器又は資材で他の検査事項用の提供試料とは別に包装すること。
- 2) (1)の発芽、純潔度合、含水量及び異種の粒数の検査を併せて依頼する場合における提供試料の量は、(1)の試料の重量及び病害検査の試料の数量の合計量とすること。
- 3) ニンジンについて、同一試料で *Alternaria radicina* (黒斑病) と *Alternaria dauci* (黒葉枯病) の両方の検査を依頼する場合の提供試料の最小限数量は、4 2 5粒とする。
- 4) アブラナ属野菜について、同一試料で *Alternaria brassicicola* (黒すす病) と *Alternaria brassicae* (黒斑病) と *Alternaria japonica* (黒斑病) のうち、いずれか2病原体又は3病原体を検査する場合の提供試料の最小限数量は、4 2 5粒とする。また、これらの組合せ又はいずれかの1病原体と *Leptosphaeria maculans* (根朽病) との検査を組み合わせる場合の提供試料の最小限数量は、8 2 5粒又は1, 4 2 5粒とする。
- 5) ダイコンについて、同一試料で *Alternaria brassicicola* (黒斑病) と *Alternaria brassicae* (黒斑病) と *Alternaria japonica* (黒斑病) のうち、いずれか2病原体又は3病原体を検査する場合の提供試料の最小限数量は、4 2 5粒とする。また、これらの組合せ又はいずれかの1病原体と *Leptosphaeria maculans* の検査を組み合わせる場合の提供試料の最小限数量は、8 2 5粒とする。
- 6) 提出できる数量が最小限数量に満たない場合は、要相談とする。

2 検査依頼書（B）に添える試料の量

（1）発芽、純潔度合及び異種の粒数の検査

農作物種子及び野菜種子

種 類		荷口証明の 最大限重量 k g	提供試料の 最小限重量 g	純潔検査の 最小限重量 g
<i>Abelmoschus esculentus</i> (L.) Moench	オクラ	20, 000	1, 000	140
<i>Agrostis capillaris</i> L.	コロニアルベントグ래스	10, 000	5	0. 25
<i>Agrostis gigantea</i> Roth	レットトッブ	10, 000	5	0. 25
<i>Agrostis stolonifera</i> L.	クリーピングベントグ래스	10, 000	5	0. 25
<i>Allium cepa</i> L.	タマネギ	10, 000	80	8
<i>Allium fistulosum</i> L.	ネギ	10, 000	50	5
<i>Allium porrum</i> L.	リーキ	10, 000	70	7
<i>Allium schoenoprasum</i> L.	チャイブ、アサツキ、エゾネギ	10, 000	30	3
<i>Allium tuberosum</i> Rottler ex.Spreng.	ニラ	10, 000	100	10
<i>Alysicarpus vaginalis</i> (L.) DC.	アリスクロハーバー	10, 000	40	4
<i>Apium graveolens</i> L.	セロリー	10, 000	10	1
<i>Arachis hypogaea</i> L.	ラッカセイ	30, 000	1, 000	1, 000
<i>Arctium lappa</i> L.	コホウ	10, 000	50	5
<i>Arrhenatherum elatius</i> (L.) P.Beauv. ex J.Presl & C.Presl	トールオートグ래스	10, 000	80	8
<i>Asparagus officinalis</i> L.	アスパラガス	20, 000	1, 000	100
<i>Avena sativa</i> L. (<i>A.byzantina</i> を含む)	エンバク	30, 000	1, 000	120
<i>Axonopus fissifolius</i> (Raddi) Kuhlm.	カーベットグ래스	10, 000	10	1
<i>Beta vulgaris</i> L. (multi-germ varieties)	フタソウ、ヒート(テンサイ)類 (多胚種)	20, 000	500	50
<i>Beta vulgaris</i> L. (mono-germ varieties)	フタソウ、ヒート(テンサイ)類 (単胚種)	20, 000	500	30
<i>Brassica carinata</i> A.Braun	アビシニアガラシ	10, 000	100	10
<i>Brassica juncea</i> (L.) Czern.	カラシナ類	10, 000	40	4
<i>Brassica napus</i> L.	ナタネ	10, 000	100	10
<i>Brassica oleracea</i> L. (all varieties)	キャベツ類 (全変種)	10, 000	100	10
<i>Brassica rapa</i> L.	カブ、ハクサイ、タイサイ類 (ハクチョイ等)	10, 000	70	7
<i>Bromus inermis</i> Leyss.	スームスフローム (スズメノチャビキ)	10, 000	90	9
<i>Bromus carinatus</i> Hook.& Arn.var. <i>marginatus</i> (Steud.) Barkworth & Anderto	マウンテンフローム	10, 000	200	20
<i>Bromus hordeaceus</i> L.	ソフトフローム	10, 000	50	5
<i>Cajanus cajan</i> (L.) Huth	キマメ(リュウキュウマメ)	20, 000	1, 000	300
<i>Cannabis sativa</i> L.	アサ	10, 000	600	60
<i>Capsicum</i> spp.	トウガラシ属	10, 000	150	15
<i>Carthamus tinctorius</i> L.	ベニバナ	25, 000	900	90
<i>Chloris gayana</i> Kunth	ローズグ래스	10, 000	10	1
<i>Cicer arietinum</i> L.	ヒヨコマメ	30, 000	1, 000	1, 000
<i>Cichorium endivia</i> L.	エンダイブ	10, 000	40	4
<i>Cichorium intybus</i> L.	チコリー	10, 000	50	5
<i>Citrullus lanatus</i> (Thunb.) Matsum.& Nakai	スイカ	20, 000	1, 000	250
<i>Corchorus olitorius</i> L.	モロヘイヤ(タイワンツナリ)	10, 000	150	15
<i>Coriandrum sativum</i> L.	コリアンダー(コエントロー)	10, 000	400	40
<i>Crotalaria brevidens</i> Benth.	クロタリア	10, 000	150	15
<i>Cucumis melo</i> L.	メロン	10, 000	150	70
<i>Cucumis sativus</i> L.	キュウリ	10, 000	150	70
<i>Cucurbita maxima</i> Duchesne	セイヨウカボチャ	20, 000	1, 000	700
<i>Cucurbita moschata</i> Duchesne	ニホンカボチャ	10, 000	350	180
<i>Cucurbita pepo</i> L.	ペポカボチャ	20, 000	1, 000	700
<i>Cynodon dactylon</i> (L.) Pers.	パーミュタグ래스(キョウギシバ)	10, 000	10	1
<i>Daucus carota</i> L.	ニンジン	10, 000	30	3

<i>Dichondra micrantha</i> Urb.	ダ イコントﾞラ、アオイコﾞケ	10,000	50	5
<i>Echinochloa crus-galli</i> (L.) P.Beauv.	イヌヒゝエ	10,000	80	8
<i>Eragrostis curvula</i> (Schrad.) Nees	ウイゝビゝンクゝラフゝクゝラス	10,000	10	1
<i>Fagopyrum esculentum</i> Moench	ソハゝ	10,000	600	60
<i>Festuca arundinacea</i> Schreb.	トールフェスク (オニウシノケゝサ)	10,000	50	5
<i>Festuca ovina</i> L. (all vars.)	シーブゝフェスク (ハートゝフェスク) (全変種)	10,000	25	2.5
<i>Festuca pratensis</i> Huds.	メトゝウフェスク (ヒロハノウシノケゝサ)	10,000	50	5
<i>Festuca rubra</i> L.s.l. (all vars.)	レットゝフェスク (全変種)	10,000	30	3
<i>Glycine max</i> (L.) Merr.	ダゝイズゝ	30,000	1,000	500
<i>Helianthus annuus</i> L.	ヒマワリ	25,000	1,000	200
<i>Hordeum vulgare</i> L. subsp. vulgare	オオムギゝ	30,000	1,000	120
<i>Lablab purpureus</i> (L.) Sweet	フシゝマメ	20,000	1,000	600
<i>Lactuca sativa</i> L.	レタス	10,000	30	3
<i>Lagenaria siceraria</i> (Molina) Standl.	ヒョウタン、ユウカゝオ	20,000	1,000	500
<i>Lespedeza juncea</i> (L.f.) Pers.	カラメトゝハギゝ	10,000	30	3
<i>Linum usitatissimum</i> L.	アマ	10,000	150	15
<i>Lolium</i> × <i>hybridum</i> Hausskn.	ハイブゝリットゝライクゝラス	10,000	60	6
<i>Lolium multiflorum</i> Lam.	イタリアンライクゝラス (ネスゝミムギゝ)	10,000	60	6
<i>Lolium perenne</i> L.	ペゝレニアルライクゝラス (ホソムギゝ)	10,000	60	6
<i>Lotus corniculatus</i> L.	バーゝズゝフットトレフオイル	10,000	30	3
<i>Luffa aegyptiaca</i> Mill.	ヘチマ	20,000	1,000	250
<i>Medicago sativa</i> L.	アルファルファ (ムラサキウマコゝヤシ)	10,000	50	5
<i>Megathyrus maximus</i> (Jacq.) B.K.Simon & S.W.L.Jacobs	キゝニアクゝラス	10,000	20	2
<i>Momordica charantia</i> L.	ツルレイシ (ニカゝウリ)	20,000	1,000	450
<i>Nicotiana tabacum</i> L.	タバコ	10,000	25	0.5
<i>Oryza sativa</i> L.	イネ	30,000	700	70
<i>Paspalum notatum</i> Flügge	ハゝヒアクゝラス (キシウスゝスゝメノヒエ)	10,000	70	7
<i>Pennisetum clandestinum</i> Hochst.ex Chiov.	キクユクゝラス	10,000	70	7
<i>Petroselinum crispum</i> (Mill.) Fuss	パゝセリ	10,000	40	4
<i>Phalaris arundinacea</i> L.	リートゝカナリクゝラス	10,000	30	3
<i>Phaseolus coccineus</i> L.	ベゝニハゝナインケン	30,000	1,000	1,000
<i>Phaseolus vulgaris</i> L.	インケンマメ	30,000	1,000	700
<i>Phleum pratense</i> L.	チモシー (オオアリカゝエリ)	10,000	10	1
<i>Pisum sativum</i> L.s.l.	エンドゝウ	30,000	1,000	900
<i>Raphanus sativus</i> L.	ダゝイコン	10,000	300	30
<i>Secale cereale</i> L.	ライムギゝ	30,000	1,000	120
<i>Solanum lycopersicum</i> L.	トマト	10,000	15	7
<i>Solanum melongena</i> L.	ナス	10,000	150	15
<i>Sorghum bicolor</i> (L.) Moench subsp.bicolor	ソルカゝム	30,000	900	90
<i>Spinacia oleracea</i> L.	ホウレンソウ	10,000	250	25
<i>Taraxacum officinale</i> F.H.Wigg.,s.l	ショクヨウタンボゝホ	10,000	30	3
<i>Thinopyrum intermedium</i> (Host) Barkworth & D.R.Dewey	インターメデゝイイトホイトクゝラス	10,000	150	15
<i>Trifolium hybridum</i> L.	アルサイクロローハゝー	10,000	20	2
<i>Trifolium incarnatum</i> L.	クリムソニックローハゝー	10,000	80	8
<i>Trifolium pratense</i> L.	アカクロローハゝー	10,000	50	5
<i>Trifolium repens</i> L.	シロクロローハゝー	10,000	20	2
<i>Triticum aestivum</i> L.subsp.aestivum	コムギゝ	30,000	1,000	120
<i>Vicia faba</i> L.	ソラマメ	30,000	1,000	1,000
<i>Vicia sativa</i> L. (incl. <i>V. angustifolia</i> L.)	コモンハゝツチ、ナローリーフハゝツチ	30,000	1,000	140
<i>Vicia villosa</i> Roth (incl. <i>V. dasycarpa</i> Ten.)	ヘアリーハゝツチ、ウーリーボゝットゝハゝツチ	30,000	1,000	100
<i>Vigna angularis</i> (Willd.) Ohwi & H.Ohashi	アズゝキ	30,000	1,000	250
<i>Vigna unguiculata</i> (L.) Walp.	ササケゝ	30,000	1,000	400
<i>Zea mays</i> L.	トウモロコシ	40,000	1,000	900
<i>Zoysia japonica</i> Steud	ノシハゝ	10,000	10	1

花卉、香辛料及び薬用植物

種 類		荷口証明の 最大限重量 k g	提供試料の 最小限重量 g	純潔検査の 最小限重量 g
<i>Achillea umbellata</i> Sm.	アキレアウンベラータ	5,000	5	0.5
<i>Ageratum houstonianum</i> Mill.	アゲラタム	5,000	5	0.5
<i>Antirrhinum majus</i> L.	キンギョソウ	5,000	5	0.5
<i>Artemisia vulgaris</i> L.	ヨモギ	5,000	5	0.5
<i>Aster alpinus</i> L.	アスター(シオン)	5,000	20	5
<i>Bellis perennis</i> L.	ヒナギク(テージー)	5,000	5	0.5
<i>Calendula officinalis</i> L.	キンセンカ	5,000	80	20
<i>Campanula medium</i> L.	フウリンソウ	5,000	5	0.6
<i>Celosia argentea</i> L.	ノゲイトウ	5,000	10	2
<i>Centaurea cyanus</i> L.	ヤグルマソウ(ヤグルマギク)	5,000	40	10
<i>Coix lacryma-jobi</i> L.	ハトムギ	5,000	600	150
<i>Convolvulus tricolor</i> L.	サンシキアサカオ	5,000	100	25
<i>Coreopsis basalis</i> (A.Dietr.) S.F.Blake	キンケイギク	5,000	20	5
<i>Coreopsis lanceolata</i> L.	オオキンケイギク	5,000	20	5
<i>Coreopsis tinctoria</i> Nutt.	ハルシヤギク	5,000	5	1
<i>Cosmos bipinnatus</i> Cav.	コスモス	5,000	80	20
<i>Cosmos sulphureus</i> Cav.	キハナコスモス	5,000	80	20
<i>Cyclamen persicum</i> Mill.	シクラメン	5,000	100	30
<i>Cynoglossum amabile</i> Stapf & J.R.Drumm	シノグロッサム	5,000	40	10
<i>Dahlia pinnata</i> Cav.	ダリア(テンジクホダン)	5,000	80	20
<i>Delphinium</i> spp.	デルフィニウム	5,000	20	4
<i>Delphinium</i> × <i>cultorum</i> Voss	デルフィニウム	5,000	20	4
<i>Dianthus barbatus</i> L.	ヒゲナデシコ、ヒシヨナデシコ	5,000	10	3
<i>Dianthus caryophyllus</i> L.	カーネーション	5,000	20	5
<i>Dianthus chinensis</i> L.	セキチク	5,000	10	3
<i>Dianthus deltoides</i> L.	ヒメナデシコ	5,000	20	0.5
<i>Dianthus plumarius</i> L.	タツタナデシコ	5,000	20	5
<i>Dimorphotheca ecklonis</i> DC.	オステオスペルマム	5,000	40	10
<i>Dimorphotheca pluvialis</i> (L.) Moench	アフリカキンセンカ	5,000	40	10
<i>Eschscholzia californica</i> Cham.	ハナビシソウ(カリフォルニアポピー)	5,000	20	5
<i>Erysimum cheiri</i> (L.) Crantz	ウォールフラワー	5,000	10	3
<i>Gaillardia aristata</i> Pursh	オオテンニンギク	5,000	30	8
<i>Gaillardia pulchella</i> Foug.	テンニンギク	5,000	20	6
<i>Gazania rigens</i> (L.) Gaertn.	ガザニア	5,000	20	5
<i>Gentiana acaulis</i> L.	チャボリントウ	5,000	5	0.7
<i>Glebionis coronaria</i> (L.) Cass. ex Spach	シュンギク	5,000	30	8
<i>Gomphrena globosa</i> L.	センニチコウ	5,000	40	10
<i>Gypsophila elegans</i> M.Bieb.	カスミソウ	5,000	10	2
<i>Hesperis matronalis</i> L.	ハナダイコン(ヘスぺリス)	5,000	20	5
<i>Hibiscus trionum</i> L.	キンセンカ	5,000	40	10
<i>Iberis umbellata</i> L.	イロマカリハナ	5,000	10	3
<i>Impatiens balsamina</i> L.	ホウセンカ	5,000	100	25
<i>Impatiens walleriana</i> Hook.f.	インパチェンス(アフリカホウセンカ)	5,000	10	2
<i>Lathyrus odoratus</i> L.	スイートピー	10,000	600	150
<i>Lavandula angustifolia</i> Mill.	ラベンダー	5,000	10	2
<i>Lavatera trimestris</i> L.	ラベテラ(ハナアオイ)	5,000	40	10
<i>Linum grandiflorum</i> Desf.	ベニバナアマ	5,000	40	10
<i>Lobularia maritima</i> (L.) Desv.	スイートアリッサム(ニワナズナ)	5,000	5	1
<i>Lupinus hybrids</i> *	ルピナス	10,000	200	60
<i>Lupinus polyphyllus</i> Lindl	ワシントンルピナス、ラッセルルピナス	10,000	200	60
<i>Matthiola incana</i> (L.) W.T.Aiton	ストック(アラセイトウ)	5,000	20	4
<i>Mimosa pudica</i> L.	オシギソウ(ミモサ)	5,000	40	10
<i>Nemophila menziesii</i> Hook.& Arn.	ネモフィラ・メンジエシー、ルリカラクサ	5,000	20	5

<i>Nierembergia hippomanica</i> Miers	ニールンベルギア	5,000	5	0.5
<i>Nigella damascena</i> L.	クロタネソウ	5,000	20	6
<i>Papaver nudicaule</i> L.	アイスランドポピー	5,000	5	0.5
<i>Papaver rhoeas</i> L.	ヒナゲシ	5,000	5	0.5
<i>Perilla frutescens</i> (L.) Britton	シソ	5,000	10	3
<i>Pericallis cruenta</i> (Masson ex L'Her.) DC.	サイネリア	5,000	5	0.5
<i>Petunia</i> × <i>atkinsiana</i> (Sweet) D.Don ex W. H. Baxter	ペチュニア	5,000	5	0.2
<i>Phlox drummondii</i> Hook.	フロックス、キョウナデシコ	5,000	20	5
<i>Physalis alkekengi</i> L.	ホオズキ	5,000	20	4
<i>Plectocephalus americana</i> (Nutt.) D.Don	アサミヤクマルマ	5,000	100	35
<i>Plectocephalus scutellarioides</i> (L.) R.Br	(コリウス) キンランシソ	5,000	10	2
<i>Portulaca grandiflora</i> Hook.	マツハボタン	5,000	5	0.3
<i>Primula</i> spp.	プリムラ、サクラソウ	5,000	5	1
<i>Rudbeckia hirta</i> L.	ルトベギア	5,000	5	1
<i>Saintpaulia ionantha</i> H.Wendl.	セントポールシア(アフリカシメ)	5,000	5	0.1
<i>Salvia farinacea</i> Benth.	ブルーサルビア	5,000	20	5
<i>Salvia officinalis</i> L.	セージ、サルビア	5,000	30	20
<i>Silene pendula</i> L.	オオマンテマ(フクロナデシコ)	5,000	10	2
<i>Tagetes erecta</i> L.	マリーゴールド	5,000	40	10
<i>Thymus serpyllum</i> L.	タイム	5,000	5	0.5
<i>Torenia fournieri</i> Linden ex E.Fourn.	トレニア	5,000	5	0.2
<i>Vinca minor</i> L.	ヒメツルニチニチソウ	5,000	20	5
<i>Viola odorata</i> L.	ニオイシメ	5,000	10	3
<i>Viola tricolor</i> L.	パンジー	5,000	10	3
<i>Zinnia elegans</i> Jacq.	ヒヤクニチソウ(ジニア)	5,000	80	20

(備考)

提供する試料の重量は「提供試料の最小限重量」以上とする。ただし、異種の粒数検査が含まれていない場合は、試料の重量は少なくとも「純潔検査の最小限重量」以上とする。

(2) 含水量検査

提供試料の最小限重量は、他の事項についての検査に提供する試料とは別に以下の種では100g、その他の種では50gとする。

<i>Arachis hypogaea</i>	ラッカセイ	<i>Oryza sativa</i>	イネ
<i>Avena</i> spp.	カラスムギ属	<i>Phaseolus</i> spp.	インゲンマメ属
<i>Cicer arietinum</i>	ヒヨコマメ	<i>Pisum sativum</i> (all vars)	エンドウ(全変種)
<i>Citrullus lanatus</i>	スイカ	<i>Secale cereale</i>	ライムギ
<i>Fagopyrum esculentum</i>	ソバ	<i>Sorghum</i> spp.	モロコシ属
<i>Glycine max</i>	ダイズ	<i>Triticum</i> spp.	コムギ属
<i>Gossypium</i> spp.	ワタ属	<i>Vicia</i> spp.	ソラマメ属
<i>Hordeum vulgare</i>	オオムギ	<i>Vigna</i> spp.	ササゲ属
<i>Lupinus</i> spp.	ハウチワマメ属	<i>Zea mays</i>	トウモロコシ

(備考)

含水量の検査を依頼するために提供する試料は、適当な防湿包装容器に密封すること。

(3) 提供試料が被覆種子の場合の検査

ペレットシード

検査項目	送付試料の最小限数量 (粒)
純潔度合検査 (種の検証を含む。)	2,500
純潔度合検査 (追加検査)	2,500
発芽試験	2,500
異種の粒数検査	10,000
異種の粒数検査 (エンクラストシード及びシードグラニュール)	25,000

シードテープ

検査項目	送付試料の最小限数量 (粒)
純潔度合検査 (種の検証)	300
純潔度合検査 (追加検査)	2,500
発芽試験	2,000
異種の粒数検査	10,000

(備考)

純潔度合検査 (追加検査) とは、被覆材を除いた種子に対して行う純潔度合検査のことをいう。

(4) 病害検査

種 類	病原体名	病害名	提供試料の 最小限数量
ニンジン	<i>Alternaria radicina</i>	黒斑病	4 2 5 粒
ニンジン	<i>Alternaria dauci</i>	黒葉枯病	4 2 5 粒
ニンジン	<i>Xanthomonas hortorum</i> pv. <i>carotae</i>	斑点細菌病	1 0, 0 2 5 粒
インゲンマメ	<i>Colletotrichum lindemuthianum</i>	炭疽病	4 2 5 粒
アブラナ属野菜	<i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i>	黒腐病	3 0, 0 2 5 粒
アブラナ属野菜	<i>Leptosphaeria maculans</i>	根朽病	4 2 5 粒又は 1, 0 2 5 粒
ウリ科野菜	<i>Cucumber green mottle mosaic virus</i> (CGMMV)	緑斑モザイク病	2, 0 2 5 粒又は 9, 4 2 5 粒

(備考)

- 1) 病害の検査を依頼するために提出する試料は、汚染防止のため、適当な容器又は資材で他の検査事項用の提供試料とは別に包装すること。
- 2) (1) の発芽、純潔度合、含水量及び異種の粒数の検査を併せて依頼する場合における提供試料の量は、(1) の試料の重量及び病害検査の試料の数量の合計量とすること。
- 3) ニンジンについて、同一試料で *Alternaria radicina* と *Alternaria dauci* の両方の検査を依頼する場合の提供試料の最小限数量は、4 2 5 粒とする。

3 検査依頼書（C）に添える試料の数量

放射性物質検査

試料の区分	放射性核種	提供試料の数量
種子	ヨウ素-131 セシウム-134 セシウム-137	0.7 L以上又は100 ml以上
苗、球根等（生鮮物。土付きは不可）		
土壌		

（備考）

- 1) 提供試料は、輸送中に吸湿、破碎、腐敗、異物混入及び漏出等が起こらないよう、適当な容器又は資材を用いて包装すること。
- 2) 提供可能な試料の数量が100 ml未満の場合は、相談に応じることとする。
- 3) 苗、球根等には採種用の植物体（Plant for producing seed）を含む。

別表 2 依頼検査に要する手数料等の額 (第 7 条関係)

(単位：円／検査項目)

検 査 項 目		料 金
発芽検査		4,900
純潔度合検査	検査時間が 1 時間未満の種子	4,300
	検査時間が 1 時間超の種子※	10,100
含水量検査	粉碎が不要な種子	4,000
	粉碎を要する種子	4,600
異種の粒数検査		5,900
病害検査	①ニンジンの <i>Alternaria radicina</i> (黒斑病)	9,000
	②ニンジンの <i>Alternaria dauci</i> (黒葉枯病)	9,000
	①+②	10,200
	③ニンジンの <i>Xanthomonas hortorum</i> pv. <i>carotae</i> (斑点細菌病) (10,000粒検査)	32,000
	④ユウガオの <i>Fusarium oxysporum</i> f. sp. <i>lagenariae</i> (つる割病)	66,300
	⑤インゲンマメの <i>Colletotrichum lindemuthianum</i> (炭疽病)	8,600
	⑥エンドウの <i>Ascochyta pisi</i> 及び <i>Mycosphaerella pinodes</i> (褐紋病及び褐斑病)	14,800
	⑦エンドウの <i>Pea seed-borne mosaic virus</i> (モザイク病)	18,900
	⑧トマトの <i>Tobamoviruses</i> (モザイク病)	16,100
	⑨トマトの <i>Clavibacter michiganensis</i> subsp. <i>michiganensis</i> (かいよう病)	50,900
	⑩トウガラシの <i>Tobamoviruses</i> (モザイク病)	16,100
	⑪アブラナ属野菜の <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (黒腐病) (洗浄液培養法)	28,100
	⑫アブラナ属野菜の <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (黒腐病) (種子磨砕液培養法)	28,600
	⑬アブラナ属野菜の <i>Leptosphaeria maculans</i> (根朽病) (400粒検査)	8,300
	⑭アブラナ属野菜の <i>Leptosphaeria maculans</i> (根朽病) (1,000粒検査)	13,600
	⑮アブラナ属野菜の <i>Alternaria brassicicola</i> (黒すす病)	7,200
	⑯アブラナ属野菜の <i>Alternaria brassicae</i> (黒斑病)	7,200
	⑰アブラナ属野菜の <i>Alternaria japonica</i> (黒斑病)	7,200
	⑮+⑯、⑮+⑰又は⑯+⑰	8,400
	⑮+⑯+⑰	9,700
	⑱ダイコンの <i>Xanthomonas campestris</i> pv. <i>campestris</i> (黒腐病) (洗浄液培養法)	29,100
	⑲ダイコンの <i>Leptosphaeria maculans</i> (400粒検査)	8,300
	⑳ダイコンの <i>Alternaria brassicicola</i> (黒斑病)	7,200

②①ダイコンの <i>Alternaria brassicae</i> (黒斑病)			7, 200	
②②ダイコンの <i>Alternaria japonica</i> (黒斑病)			7, 200	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			8, 400	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			9, 700	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			33, 700	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			21, 900	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			18, 300	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			33, 100	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			18, 300	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			33, 100	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			18, 300	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			33, 100	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			18, 300	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			33, 100	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			23, 500	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			47, 400	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			32, 500	
②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿			41, 000	
放射性物質検査			0. 7L	100ml
	種子	非粉砕	10, 600	12, 700
		粉砕	11, 500	13, 600
	苗及び球根等		11, 500	13, 600
	土壌		11, 500	13, 600
荷口封印用 ラベル：紙	1 枚当たり		4	
荷口封印用 ラベル：布	1 枚当たり		72	

(備考)

- 1 料金は、消費税相当額を含む金額である。
- 2 検査時間が1時間超の種子とは、次のとおりとする。
 - (1) ヨモギ、ススキ、イタチハギ、イタドリ
 - (2) 被覆種子の純潔度合検査の追加検査（農作物種子検査依頼書（B）による依頼の場合のみ対応）